

20東医社協第30号

2020年4月27日

東京都知事

小池 百合子 様

一般社団法人 東京都医療社会事業協会
会 長 田上 明



新規・区分変更の介護認定調査の特例についての要望

日頃より医療社会事業につきまして、ご理解、ご支援を賜り感謝申し上げます。

本年1月より新型コロナウイルスの感染拡大が続いており、国、東京都におかれましても4月7日に出された非常事態宣言に基づいた対策が進められ、私たち東京都の医療ソーシャルワーカーも、医療機関の最前線で患者やご家族の支援に当たっています。

ところで、現在、介護保険に関して、厚生労働省より延期許可がありました。が、新規、区分変更の介護認定調査が、停滞しているため、早急な対応が必要と医療機関の現場からの意見が多く上がってきています。

また、最近調査では、新規申請や更新も減少しているとの結果も出ています。

つきましては、下記の対応について、国への働きかけ及び東京都としての方針を出していただきたくお願いいたします。

記

現状：

1. 厚生労働省の延期許可だけでは、医療機関に入院中の区分認定調査ができないため、入院中の状態の変化に対応できず、退院時にすぐに介護サービスが利用できない。
その結果退院が延期となり、入院が必要な患者の受け入れが困難などの弊害が生まれている。
2. 入院中の認定調査を医療機関の一定の場所を確保したり、看護師やソーシャルワーカーが患者共に病棟以外の安全な場所を使い短時間で行う等、工夫をしているが、患者、スタッフの負担が大きい。
3. 訪問調査員も感染の危険性があるため、実際に医療機関への調査を中止している区市町村が複数存在する。

以上のことから、下記の通り、要望いたします。

要望：

1. 新規、区分変更の認定調査について、各地域の現状に合わせて区市町村と医療機関の間で適切な方法を患者ごとに柔軟に選択できるようにする。
2. 新規、区分変更の認定調査について、医療機関に入院中の患者に対しては、医療機関の介護支援専門員や医療ソーシャルワーカーに調査を委託する。
3. 新規、区分変更の認定調査について、調査項目のうち調査員が本人確認を必要とする項目のみ医療機関に委託する。
4. 新規、区分変更の認定調査について、Web を使用してのテレビ調査も可能とする。

以上